日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成20年鳥取県条例第64号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(鳥取砂丘レンジャー)

- 第3条 鳥取砂丘の保全と再生に関する砂丘利用者への説明、指導監督等に関する事務を処理させるため、鳥取 砂丘レンジャーを置く。
- 2 鳥取砂丘レンジャーは、知事が、その職員のうちから任命する。

(事務の委任)

- 第4条 知事は、鳥取砂丘レンジャーに次に掲げる事務を委任する。
 - (1) 条例第11条第1項の規定による指示
 - (2) 条例第14条の規定による処分
 - (3) 前号の処分に係る鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第15条第1項の規定に基づく口頭による納入の通知(当該処分後、現金を直接収納するものに限る。)
- 2 知事は、前項に規定する事務について、特に必要があると認めるときは、自ら当該事務を処理し、又はその職員をして処理させることができる。

(中止等の指示等)

- 第5条 条例第11条第1項の規定による指示は、様式第1号による指示書を交付することにより行うものとする。
- 2 条例第12条の規定による命令は、あらかじめ様式第2号による告知書を禁止行為をした者に交付して、弁明の機会を付与した上で、様式第1号による命令書を交付することにより行うものとする。
- 3 前項の弁明は、様式第3号による弁明書を提出することにより行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項の証明書は、様式第4号によるものとする。

(過料の処分)

第7条 条例第14条の規定による処分は、あらかじめ様式第2号による告知書を禁止行為をした者に交付して、 弁明の機会を付与した上で、様式第5号による過料処分通知書を交付することにより行うものとする。この場合における弁明については、第5条第3項の規定を準用する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附即

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

指示(命令)書						
氏名	職	氏	名	E[.]	

住所	指示(命令)の年月日	年	月	日
電話		時	分	

あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項の規定に違反して禁止行為を行ったので、 同条例第11条第1項(第12条)の規定により、以下のとおり禁止行為の中止(及び原状回復)を指示する (原状回復を命ずる)。 年 月 日 禁止行為を行った日時 時 分 禁止行為を行った場所 禁止行為の内容 中止等の指示(原状回 直ちに を中止することを指示する。 復命令)の内容 直ちに を原状回復することを指示する。 年 月 日までに を原状回復することを命ずる。

備考

- 1 処分に不服がある場合における不服申立ての方法及び訴えの提起の方法を記載した書面を添付し、これらについて教示すること。
- 2 指示又は命令を受ける者の氏名及び住所を確知することができないときは、性別、身体的特徴、衣服その他当該者を特定し得る事項を該当欄に記載すること。

様式第2号(第5条、第7条関係)

告知書

	告 知 番 号				
氏名	職氏	名			EP
住所電話	告知の年月日		年	月	П

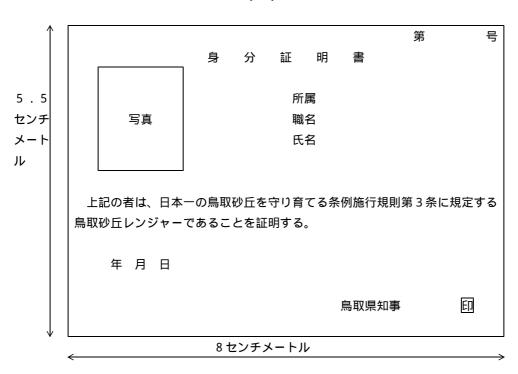
あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項(第11条第1項・12条)の規定に違反して禁止行為を行った(中止等の指示・原状回復命令に従わなかった)ので、同条例第14条第1項(第2項)

の規定により、50,000	円の過料処分	(同条例	第12条6	D規定によ	り、原	京状回復命令)の対象になります。
違反行為を行った日時	年	月	日	時	分	
違反行為を行った場所						
違反行為の内容						
この処分に先立ち、 は する場合の弁明書の提出					:1)、	弁明の機会を付与します。なお、弁明
提 出 先						
提 出 期 限	年	月	日			
ができます。 場合も、その 2 期限までに	この場合は、 旨を書面で届 弁明書の提出 される者のE	委任状の け出てく がない場 氏名及び()写しを ださい。 合は、弁 主所を確	提出してく ^注 明の機会 [;] 知すること	ださ	うことができる代理人を選任すること い。また、代理人がその資格を失った \ます。 きないときは、性別、身体的特徴、衣服
養式第3号(第5条、第7	条関係)		弁田	用書		
氏名			印	住所電話		
弁 明 の 年 月 日	年	月 日				
告知内容(告知番号)						第1項(第2項)の規定による50,000 原状回復命令)の対象となること
弁明の機会を付与され た年月日	年	月 日				

告知内容のとおり、認めます。
次のとおり、弁明します。
内容

様式第4号(第6条関係)

(表)



(裏)

1 鳥取砂丘レンジャーが日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則第3条の事務を行うときは、本証を携帯しなければならない。
2 関係者の請求があるときは、本証を提示しなければならない。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
センチメート 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則(抜すい)
第3条 鳥取砂丘の保全と再生に関する砂丘利用者への説明、指導監督等に関する事務を処理させるため、鳥取砂丘レンジャーを置く。
2 略
第4条 知事は、鳥取砂丘レンジャーに次に掲げる事務を委任する。

- (1) 条例第11条第1項の規定による指示
- (2) 条例第14条の規定による処分
- (3) 前号の処分に係る鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第15 条第1項の規定に基づく口頭による納入の通知(当該処分後、現金を直接 収納するものに限る。)

2 略

8 センチメートル

様式第5号(第7条関係)

過料処分通知書

氏名	職 氏 名		Ер
住所電話	通知の年月日	年	月日

あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項(第11条第1項・第12条)の規定に違反して、禁止行為を行った(中止等の指示・原状回復命令に従わなかった)ので、同条例第14条第1項(第2項)の規定により、50,000円の過料に処する。

禁止行為を行った日時	年	月	日	時	分
禁止行為を行った場所					
禁止行為の内容					
中止等の指示(原状回					
復命令)を行った日時	年	月	B	時	分
中止等の指示(原状回 復命令)の内容	直ちに 直ちに				ことを指示する。
TELY () WHEN		月	日までに		を原状回復することを命ずる。

備考

- 1 処分に不服がある場合における不服申立ての方法及び訴えの提起の主張を記載した書面を添付し、これらについて教示すること。
- 2 過料処分を受ける者の氏名及び住所を確知することができないときは、性別、身体的特徴、衣服その他当該者を特定し得る事項を該当欄に記載すること。